

第1回教育委員会定例会会議録

平成27年1月27日(水)

場所：国立市役所教育委員会室

出席委員	委員	長	山口直樹
	委員長職務代理者		城所久恵
	委員		嵐山光三郎
	委員		高橋宏
	教育長		是松昭一
出席職員	教育次長		宮崎宏一
	教育総務課長		川島慶之
	教育指導支援課長		金子真吾
	指導担当課長		三浦利信
	生涯学習課長		津田智宏
	給食センター所長		本多孝裕
	公民館長		石田進
	図書館長		森永正
	指導主事		荒西岳広
	指導主事		植木淳

国立市教育委員会

付 議 案 件

区 分	件 名	
	教育長報告	
議案第1号	平成26年度教育費(3月)補正予算案について	
議案第2号	国立市いじめ防止対策推進基本方針案の修正について	
議案第3号	国立市いじめ問題対策連絡協議会規則の制定について	
議案第4号	国立市教育委員会いじめ問題対策委員会規則の制定について	
議案第5号	国立市公民館図書室運営規則の一部を改正する規則案について	
議案第6号	国立市図書館運営規則の一部を改正する規則案について	
議案第7号	国立市就学援助費支給要綱の一部を改正する訓令案について	
議案第8号	国立市立小・中学校特別支援学級(固定)指導員取扱要綱の一部を改正する訓令案について	
議案第9号	国立市立国立第三中学校用地に係る教育財産の取得の申出について	
議案第10号	平成26年度国立市文化財指定・登録について(諮問)	
その他 報告事項	1)平成27年度国立市教育施策事業予算案の調整状況について	
	2)平成27年国立市成人式の実施報告について	
	3)市教委名義使用について(5件)	

午後2時00分開議

【山口委員長】 皆様、こんにちは。これから、平成27年第1回の教育委員会定例会を開催いたします。

平成27年に、いよいよ入りまして、きょうは、もう27日ですので、ほぼ一月たったところですが、新年初めての定例会ということで、よろしく願いいたします。

きょうは、とても暖かい日で、また、明日から気温がぐっと下がるということを知っておりますけれども、皆様、体調の管理をくれぐれもお気をつけいただきたいということと、そろそろ春の梅の便りも聞かれるところではないかという期待も胸に膨らませつつ、定例会を行いたいと思います。

本日の会議録署名委員を城所委員にお願いいたします。よろしいでしょうか。

【城所委員】 はい。

【山口委員長】 ありがとうございます。

それでは、審議に入りますけれども、本日の審議案件のうち、議案第5号「国立市公民館図書室運営規則の一部を改正する規則案について」と、次の議案第6号「国立市図書館運営規則の一部を改正する規則案について」は、それぞれ関連性がございますので、一括してご説明を受け、ご質問等の後、採決をしたいと思います。採決は、それぞれ別個に行うようにしたいと思います。それでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

【山口委員長】 では、議事を進めてまいりたいと思います。

議題(1) 教育長報告

【山口委員長】 それでは、審議に入ります。

初めに、教育長報告をお受けいたします。

是松教育長。

【是松教育長】 それでは、平成26年12月24日に開催されました、第12回定例教育委員会以降の教育委員会の事業について、ご報告を申し上げます。

第12回定例教育委員会が開催された平成26年12月24日に、2学期の給食を終了いたしました。

翌25日木曜日に、2学期が終了しております。

年が明けまして、平成27年1月6日火曜日に、給食センター献立作成委員会を開催いたしました。

1月8日木曜日には、3学期が始業いたしました。

なお、冬休み期間中でございますが、事件・事故等の報告はありませんでした。

1月9日金曜日、3学期の給食を開始しております。

1月12日月曜日、祝日でございますが、国立市成人式式典をとり行いました。

1月13日火曜日に、校長会並びに公民館運営審議会を開催しております。

1月14日水曜日には、副校長会を開催いたしました。

同日、東京都市教育長会が開催され、教育長が出席いたしました。

また、同日より16日まで、三中1年生が、スキー教室を中心とした自然体験教室を菅平で行っております。

1月15日木曜日に、図書館協議会並びにスポーツ推進委員定例会を開催いたしました。

1月16日金曜日には、給食センターの物資納入登録業者選定委員会を開催いたしました。

同日、中学生の職場体験学習の受け入れ団体が、東京都より表彰をされておりまして、新宿区角筈区民ホールにおきまして表彰式典が行われました。10年前から、生徒の職場体験の受け入れに協力をしていただいております、国立市における3団体、大学通り商店会さん並びに旭通り商店会さん、そして、夏の家さんの3団体が、表彰をお受けになりました。

同日、二中におきまして、文部科学省インクルーシブ教育システム構築モデル事業の現地調査が行われております。

1月17日土曜日、この日から翌日18日まで、立川市の女性センターアィムにおきまして、多摩郷土誌フェアが開催されました。国立市の生涯学習課からも参加をいたしました。

1月19日月曜日、文部科学大臣優秀教職員表彰式が行われました。国立市におきましては、昨年東京都教育委員会の表彰を受けられた、一小の立川香也子先生が、特別支援コーディネーターの功勞により、文部科学大臣表彰をお受けになっております。

1月20日火曜日に、社会教育委員の会を開催いたしました。

同日、小学6年生の邦楽鑑賞教室を実施しております。

1月21日水曜日、この日から23日まで、一中の1年生が、菅平におきまして自然体験教室を行っております。

同日より図書館の全施設におきまして、図書館のシステム更新のために休館をしております。休館期間は、2月1日までとなっておりますので、現在も、全図書館関連施設は休館となっておりますのでございます。

1月22日木曜日、給食センターの運営審議会を開催いたしました。同日は、東京都教育委員会職員表彰式典も行われておりまして、ことしは、第二小学校の小林友行先生が、ドッジボールを中心とした児童クラブの育成に関して、また、三小の矢島裕紀子先生が、特別支援のコーディネーターの功勞によりまして、東京都教育委員会の表彰を受けております。

同日、東京都市町村教育委員会連合会の理事会・理事研修会が開催され、山口委員長が出席されております。

1月24日土曜日、スポーツ講演会を芸術小ホールで開催いたしました。「スポーツ夢プラン」と題しまして、講師に、アテネオリンピックの女子柔道金メダリストであります、塚田真希さんをお招きし、講演と、それから、塚田真希さんが監督なさっております、東京女子体育大学の柔道部の部員による実技の講演がございました。

最後になりますが、1月26日月曜日から本日まで、中学3年生が、都立高校の推薦入試を受けております。

最後に、書いてはおりませんが、インフルエンザの発生状況でございますが、昨年2学期終了間際の12月中に、小学校を中心に各学校で、少し学級閉鎖等のインフルエンザ対応がございましたが、年が明けて1月に入りまして、現在までは、各学校においてのインフルエンザによる学級閉鎖等は出ていないところでございます。

教育長報告は、以上です。

【山口委員長】 ありがとうございます。

教育長報告をいただきました。ご意見、ご感想などございますでしょうか。

城所委員。

【城所委員】 ことしに入って、また、いろいろと参加させていただきましたので、感想を幾つか述べたいと思います。

まず、国立市の成人式典についてです。後ほど、報告は詳しくあると思うのですが、こちらに参加をさせていただきました。流れは、例年どおりということでお聞きしていたのですけれども、毎年、新成人の方のメッセージということで、国立市は一橋大学もあって、留学生の方が、毎年1名なさっているのですけれども、国の文化の違いなどについてお話をさったり、日本語がお上手といいますが、片言ではあるのですけれども、とてもお上手で、かえってそれが、とても伝わるといいますが、そのようなメッセージをことしもただけて、よかったというように思いました。ことしも、映像をつくっていただいて、見せていただいたのですけれども、見られた方からは、いろいろとご意見はあるかもしれないのですが、何でしょうか、時代だというように感じたことと、パフォーマンス力など、映像を駆使してつくる力は、今の若い方たちは、とても力を持っていると、私は少し感心をしてしまいました。いろいろなところで、いろいろなものの力を、これからますます発揮していただければというように思いました。本当に、すごいと、私は素直に思いました。

次に、6年生の邦楽鑑賞教室も、例年見させていただいているのですけれども、6年生になると、知っている曲を聞くのと知らない曲を聞くのでは、興味の違いはあるかもしれないのですけれども、私くらいになってくると、お正月、神社、神事など、そういうときに、何となく耳なれしていた音だというような印象がありますので、見せていただく時間は、何か心が洗われるといいますが、やはり、日本独特の風土や自然と調和したところから生まれた楽器なのだと思うと、今、子どもたちはわからなかったとしても、いつか、それがわかるのではないかと思いました。いろいろな機会、いろいろなことに触られるという機会が、今、学校で持っているということは、ありがたいと思います。

それから、スポーツ講演会なののですけれども、今、是松教育長からのご説明にもありましたが、塚田真希さんにおいでいただいて、講演をしていただいたのですけれども、以前、有森裕子さんに来ていただいたときも感じたことだったので、最初から、とても才能があったり、何かに秀でていたというところからのスタートではなくて、本当に、たまたま通りがかりに誘われて部活に入って、最初は、全くやる気もなく、才能もなく、全然だめだめで、自分にもだめ出しをしていたというところから、出発したということをお話なさっていて、さまざまところでのタイミングで、いろいろな方に出会って、いろいろな言葉をもらって、自分は変化してきたというようにおっしゃっていて、その中でも、高校生のときに、先輩に、「自分に負けているのではないか」と言われたことが、大きな転機になったとおっしゃっていました。相手ではなくて、自分に負けていると、そのことで、「パーン」と世界が変わったらしくて、それから、人一倍練習をしてみよう、自分が弱くなったときに、あともう一步頑張ってみようと、その積み重ねをしてきたら、結果になったということをおっしゃっていました。

そして、その中でも印象が深かったことは、オリンピックの選手になったときに、今、東海大学の監督をなさっている山下先生に、「代表ということはどういう意味があるのか」と言われて、そして、「お前のかわりは、いくらでもいる」とも言われて、「それでも、自分が出るということはどういうことなのか、よく考える」と言われたことも、自分にとって、とても力になって、頑張れたというようにおっしゃっていました。

やはり、さまざまなタイミングで、いろいろな人に出会ったり、いろいろな言葉をいただいたり

して、本当に、人は人に支えられて生きていくのだということを思った講演会でした。

多くの方に来ていただいて、子どもさんたちも何人かいらっしゃったりしたので、こういう機会に、皆さんにたくさんのお話を聞いていただいて、自分の糧にさせていただければいいというように思いました。

それから、質問がありますので、お願いいたします。

インクルーシブ教育についてです。実地調査について、どのように行われたのかということをお聞きしたいのと、これは感想になってしまうのですが、今、何人かの先生が表彰を受けられたということでご紹介いただきましたが、表彰をされたから、いい、悪いではなくて、表彰を受けた先生を取り巻く周りの先生、職員の方も、おそらく一緒に頑張ってきて、いただいた賞だと思っています。ご本人にとっても、受賞された学校にとっても、とても励みになるといいますが、そのように賞を捉えています。

では、ご質問を1件、よろしく願いいたします。

【山口委員長】 1月16日に行われた、文部科学省のインクルーシブ教育システム構築モデル事業実地調査についての質問がありました。

三浦指導担当課長。

【三浦指導担当課長】 それでは、1月16日金曜日に行われました、文部科学省のインクルーシブ教育システム構築モデル事業実地調査の状況について、お話をさせていただきます。

当日は、文部科学省から、初等中等教育局の特別支援教育課の丹羽特別支援教育調査官と、矢野合理的配慮推進係の2名においでいただきました。第二中学校で行いましたが、学校に到着後、事業概要等について、ご説明させていただきました。

まずは、モデル地域として、どのようなことに取り組んでいるのかということ、それから、この日に実際に支援をしている子どもの様子を見ていただきましたので、そのお子さんの支援の状況についての事前情報を報告させていただきました。その後、約40分くらいになりますか、中学校1年生男子への、スマイリースタッフによる支援の場を見ていただきました。その後、実際の支援の状況、あるいは、国立市の取り組みについての質疑応答・協議、最後に、ご助言をいただいたということでございます。終わった後、文部科学省の丹羽調査官から、お手紙をいただきまして、実際に、その中には、「個々の障害特性に応じた支援のもとで、生徒が生き生きと学ぶ姿を拝見し、大変うれしく思いました」というご感想をいただきました。また、意見交換においても、「障害のある子どもたちに対して、支援をしていく上での課題についての共有ができたことが、今後のインクルーシブ教育システムの構築に向けた施策の推進に当たり、参考にさせていただきます」というお言葉をいただいたところでございます。なお、インクルーシブ教育システムにつきましては、既にご案内のとおり、今週の木曜日に、教育フォーラムということで、今年度の取り組み報告をさせていただきます。お忙しいところとは存じますが、ご出席いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

【山口委員長】 ありがとうございます。

そのほか、ご質問ご感想などは、いかがでしょうか。

1月がスタートして、もう既に、15日以降になりますが、10日過ぎからは、さまざまなことがめじる押しで行われている感じがございます。これからも、3月までの間、さまざまなことがあると思うのですが、いかがでしょうか。

高橋委員。

【高橋委員】 では、私のほうからも、述べたいと思います。

学校から保護者へ、また、地域へ発信することが、とても大切だということ、日々感じています。事務局から、11校の学校だよりの12月号が送られてきました。それを読んだ感想を、3校選んで述べたいと思います。

まず、三小の市川副校長が、「なぜ学ぶのか」をテーマに取り上げていました。ご本人にお聞きしましたところ、三小が、非常に学習熱心に学んでいる様子は拝見しているのですが、それでも、「なぜ学ぶのか」ということを、教える側が悩んでいる。なるほどと思い、結論として、授業で大切にしていることは、黒板に必ず、「めあて」を書いているという日常の実践を紹介していました。私は、このような地道な実践が、子どもの主体的な学びにつながっていくのだと考えています。

それから、同じく12月号で、六小の山内副校長が、「美しい日本語を話す」という題で、「美しい言葉は、人の心も美しくします」とこのように述べていました。韓国のことわざにも、「行く言葉が美しければ、帰ってくる言葉も美しい」ということわざがあります。六小では、朝に週1回、名文の音読、それから、暗唱を実践しているということで、美しい日本語を、子どもたちの魂に触れさせるという、そんな感じがしました。山内副校長にお聞きしますと、「親みずから、なかなかきれいな言葉を使っていないという現状があるので、このようにお伝えしたのです」というように、おっしゃっていました。まさに、このような実践を長く続けてほしいと思います。

それから、最後ですが、七小の森田校長は、学校の池の紹介を載せていました。生き物がいっぱいいる学校、これはいいですね。国立市から、多摩地域の生き物を教材にした環境づくりに励んでいるという様子が伝わってきました。それから、学校紹介にも取り上げています。「国立てくてく」は、とてもおもしろくて、勉強できる工夫がされていると思います。自然と触れ合うことができる場を、いかに子どもたちに提供できるか、そういうところに、汗を流しているという様子が伝わってきます。いずれも、持続可能な実践を期待しています。

以上です。

【山口委員長】 ありがとうございます。

本日は、学校だよりの1月号が配られているので、見させていただきたいと思います。

そのほかいかがでしょうか。

では、私から、少し感想と状況のご報告お願いを申し上げたいと思います。

授業公開が、今月も行われておりまして、できるだけ顔を出したいと思っております。それから、展覧会も、この前は六小で、三小は来週になるのですか、あるようですので、そういう行事にも伺わせていただいて、ちょうど1年間の集大成に近くなったタイミングではないかと思えます。

全体的な感想としては、授業公開には、いつものように保護者の方が大勢いらしているということをおもいました。数えているわけではないのですけれども、なかなかのぞけない教室もあって、保護者の方でいっぱい入れないということもあったので、いいことであると、とても思いました。

その中で、特に今回感じたことは、各校に配付されましたタブレット端末についてです。タブレット端末を使っている、活用している授業を、二つの学校で見ました。一つの学校では、算数の授業で使って、全員が、それで作業したことを、先生がピックアップして、一人の子ども作業を取り上げて見られるということで、共有して、みんなの情報が瞬時にわかるようになっている様子でした。それから、もう一つの学校では、自分の将来についてのことを、みんなに発表するという授業を、グル

ープに分かれて、プレゼンテーションしているのですが、そこで、タブレット端末を使いながら行っているということでした。

先ほど、城所委員から成人式の話もあったのですが、そういう場での発表などにも、いろいろな器具、道具を駆使するということは、子どもたち自身は、先生や我々よりもずっと速くて、先生方も頑張っついて行かないといけないのではないかという感じもして、うまく活用されていると、かいま見たのですけれども、現状として、このタブレット端末の活用状況など、実際にいいところや、このあたりがうまくいっていないということがあれば、ご報告をお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。

植木指導主事。

【植木指導主事】 1月19日月曜日に、情報教育推進委員会を開きまして、小学校の各校の先生方に、9月のタブレット端末導入から、他校に紹介ができるいい実践事例を報告していただきました。

使い方としては、デジタルカメラや、ビデオというような使い方が多いようでした。ほかには、小学校に書画カメラがあります。昔でいうOHPのような、拡大をする機械なのですが、これまでですと、例えば、児童・生徒のノートの記述を映すときに、そのノートをそこまで運んで映すことが必要だったのですが、タブレット端末を使いますと、その場にタブレット端末を持っていきまして、同時にそこに映して、「こんなにいい記述ができている人がいる」ということを紹介したりして、活用がとても広がっております。

それから、これまでですと、パソコン教室があいていないと活用することができなかったのですが、今は、何台かを教室に持って来まして、グループで1台ずつ使ったりして、とても便利になっているという声もありました。それから、先ほど申しましたように、ビデオカメラのように、例えば、体育でのマット運動をしている様子を撮って比較するということに、体育館で、そのまま通信もできます。これからは、インターネットの整備なども進めていきたいと考えております。

それから、本市では、問題解決的な学習を進めていく上で、児童・生徒がタブレット端末を使いまして、みずからの問題解決を、子どもたち自身が行っていけるようなタブレット端末の使い方を、ぜひ、もっと広げていってほしいというように考えております。

それから、情報教育推進委員会のほかでは、もっと、タブレット端末に入っていますアプリケーションの活用も進めていただきたいと思いますし、アプリケーションの会社2社にも来ていただきまして、活用方法における研修も行っております。

また、この報告を各校に持って帰っていただきまして、4月から、新年度からは、いよいよ新しいスタートができますので、活用を各校で広めていっていただきたいと思いますと考えております。

【山口委員長】 何か戸惑っているという報告などはありましたか。また、タブレット端末あるけれども、なかなかうまく使いこなせないなど、どうしてもそれがうまくいかないことなど、勝手な想像で思っているのですけれども、そういうような報告は、情報教育推進委員会では、特には出てなかったですか。

【植木指導主事】 情報教育推進委員会の報告では、積極的な取り組みを紹介していただきましたので、そういったことはなかったのですが、活用をしない授業でも、うまく授業が回っている先生方にとっては、無理をして、タブレット端末を使わなければというようになってしまいますと、効果が薄れてしまいますので、今、進めていただいている授業の中で、必要があってタブレット端末を使っただけのような方向で、進めていきたいと思っております。

【山口委員長】 わかりました。まだ始まったばかりのところでありまして、結構使われているという印象を少し持ったものですから、お聞きしたのです。ぜひ、いい形で活用していければ、子どもたちにとっても、よりいいのではないかと思います。よろしくお願いします。

それから、22日、先週の木曜日に、教育委員会連合会の研修に出席しまして、文部科学省の方、財務担当の方から、主に来年度予算についてのお話をお聞きしました。膨大な量ですから、頑張って、厳しい財政の中で、教育予算を確保したというお話と、お聞きする中では、今のタブレット端末の話など、いろいろとありましたけれども、国立市が進めている予算が、しっかり確保されているということ、少し感じたところがございましたので、ともに進んで行くことが必要なのだということを感じて持ちました。詳しくは、資料がありますので、それぞれ必要な部分を見ていただければと、一緒に行きました川島教育総務課長からも資料は回っていると思いますので、見ていただければと思います。

最後ですけれども、市報の最新版、1月20日版に、「子どもの『やる気』をサポートしています」と、一面でA S Sのことが出ております。市民の皆さんに、大きく知らせるということで、アンケートの調査等も出ています。市報に出たことによる反響があったのかどうかということ、それとは別に、実際のA S S、来年はもう少し拡大していくということでもあるのですけれども、そのあたりの状況報告を、少ししていただければと思います。

荒西指導主事。

【荒西指導主事】 それでは、放課後学習支援教室の現状と今後について、お話申し上げます。

1学期の末に、アンケート調査等を取りまして、その内容を今回の市報に掲載していただきました。現状なのですけれども、参加の人数は、ほとんど変わりなく参加しているような状況です。1学期の段階で課題であった指導員の確保という面につきましては、2学期末に新たに募集をかけたところ、多くの社会人の方に入っていただき、今、延べ29名の方に指導していただきながら、安定した指導体制を確保することができています。

また、12月11日に、指導員の方を集めた研修会を催しまして、子どもの興味を引く導入を工夫することや、学校のテストに合わせた学習内容を実施していくなどといった、各学校の子どもたちのニーズや実態に合わせた指導の工夫などを紹介し合い、学校独自で、目の前の子どもたちに合った学習内容を、今展開しているというところです。状況としては、体制はしっかりと整ってきておりますので、今後、教室の指導の質の向上というところに焦点を当てて、フォローしていくような状況にあります。

平成27年度につきましては、プラス2校の実施ということで、合計6校で、実施する予定でございます。

以上です。

【山口委員長】 小学校8校のうち、今は4校ですけれども、6校にふえていくということで、ぜひ、いい形で子どもたち自身の力になって学習することに、興味が湧いてくれるようになってくれるといいと、私は思っているところがあるものです。1年たつところで、指導をもう一回しっかりしていただければと思います。

ほかには、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

【山口委員長】 よろしければ、議案に入りたいと思います。

本日は、議案が第10号までございます。

議題（２） 議案第１号 平成26年度教育費（３月）補正予算案について

【山口委員長】 では、よろしければ、次に、議案第１号、平成26年度教育費（３月）補正予算案についてを議題といたします。

川島教育総務課長。

【川島教育総務課長】 それでは、議案第１号、平成26年度教育費（３月）補正予算案の提出について、ご説明をいたします。

本議案は、３月に開催されます、市議会第１回定例会に補正予算を提出するため、提案するものでございます。

それでは、議案を１枚おめくりいただき、１ページをお開きください。補正予算の内訳、初めに歳入でございます。１、２ページが歳入予算の補正の詳細となっておりますが、全て歳出予算の減に連動する減額となっております。

主なものをご説明いたしますと、款13国庫支出金、款14都支出金、それぞれにつきまして、小・中学校の体育館の非構造部材耐震化対策事業費の歳出減がございました関係で、小学校費補助金及び中学校費補助金を、それぞれ減額しております。２ページ目の合計欄にありますとおり、歳入につきましては、合計2,240万8,000円を減額するものでございます。

続きまして、３ページをお開きください。補正予算案の内訳、歳出でございます。補正項目が多くございますが、全て決算見込み、契約差金または事業実施年度の変更によるものでございますので、主なものについて、ご説明をさせていただきます。

では、４ページをごらんください。まず、項２小学校費につきまして、中段よりやや下、目３学校保健衛生費、事務事業、児童及び教職員健康管理事業に係る経費、節13委託料、細節７児童及び教職員健康診断委託料につきまして、受診者数が見込みを下回ったことにより、172万9,000円を減額するものでございます。

次に、その３段下、目５学校整備費、事務事業、耐震補強・大規模改修事業に係る経費、節15工事請負費、細節３非構造部材耐震化対策工事（第三・四・八小学校）につきまして、体育館の高天井照明及び吊り下げ式バスケットゴールの耐震化改修及び吊り天井の撤去に伴う工事の契約差金、3,065万6,000円を減額するものでございます。

続きまして、５ページをお開きください。表の中段、項３中学校費、目３学校保健衛生費、事務事業、生徒及び教職員健康管理事業に係る経費、節13委託料、細節７生徒及び教職員健康診断委託料につきまして、小学校費同様、受診者数が見込みを下回ったことにより、113万4,000円を減額するものでございます。

その３段下、目５学校整備費、事務事業、耐震補強・大規模改修事業に係る経費、節15工事請負費、細節３非構造部材耐震化対策工事（第三中学校）につきまして、小学校費同様、体育館の高天井照明及び吊り下げ式バスケットゴールの耐震化改修及び吊り天井の撤去に伴う工事の契約差金により、1,566万2,000円を減額するものでございます。

６ページをお開きください。中段やや上、項６社会教育費、目４芸術小ホール費、事務事業、芸術小ホール管理運営に係る経費、節15工事請負費、細節３芸術小ホール設備改修工事につきまして、工事請負費の契約差金により、2,409万6,000円を減額するものでございます。

最下段、項7社会体育費、目2社会体育事業費、事務事業、学校開放にかかる経費、節13委託料、細節10第三中学校グラウンド照明設置工事实施設計委託料につきまして、契約差金、149万6,000円を減額するものでございます。

7ページの中段をごらんください。項8公民館費、目1公民館総務費、事務事業、公民館維持管理業にかかる経費、節13委託料、細節10公民館熱源機器取替工事实施設計委託料につきまして、契約差金により、190万円を減額するものでございます。

下から3段目をごらんください。項9図書館費、目1図書館総務費、事務事業、中央図書館耐震化・大規模改修に係る経費、節13委託料、細節10耐震補強改修工事管理委託料につきまして、契約差金、129万6,000円を減額するものでございます。

その下、同事務事業、節15工事請負費、細節3公共施設等耐震補強大規模改修工事につきまして、図書館施設の耐震補強工事請負費の契約差金により、1,449万9,000円を減額いたします。

8ページの合計欄をごらんください。歳出につきましては、合計、1億5,104万5,000円を減額するものでございます。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

【山口委員長】 説明をいただきました。ご質問、ご意見などございますか。

よろしいですか。

減額をされたということですが、契約差金で大きく減っているのですけれども、当初の予算と大きく違ってしまふことは、仕方がないということなのですか。そういうことなのでしょうか。

川島教育総務課長。

【川島教育総務課長】 工事費などは、労務単価の上昇等見込んでいた部分もございましたので、そのあたり、ある程度不明瞭な部分もありましてので、結果的に、契約上で差金が出てしまったという状況でございます。

【山口委員長】 なかなか難しいところもあるんですね。

是松教育長。

【是松教育長】 補足として、今回、平成26年度予算案の最終補正になるかと思われませんが、教育費におきましては、1億5,000万強の減額補正ということで、実質、この中で増額要求しているものは、2件ありまして、5ページの学校給食費関連の電気料関係の光熱水費、72万9,000円と、次の6ページの社会体育総務費の中の嘱託員報酬の時間外勤務及び交通費等の増による、1万8,000円、あわせて、74万7,000円がプラス補正で、残りは全て減額補正でございます。

なお、契約差金を足していきますと、累計で、契約差金のみで、1億1,000万ということでございます。これは、先ほど川島教育総務課長からも報告いたしましたとおり、昨年当初は、オリンピック誘致が成功したことによるオリンピック関連施設の建設等に伴う建設工事の需要がふえているということと、一方で、労務単価が上昇しつつあるという中で、建築営繕課での見積もりの中では、特に、耐震工事等について契約において不調を出さない。つまり、入札が不調に終わらないようにということで、かなり安全的に予算見積もりをしたところがございます。そのような関係もありまして、実際に入札をしたところ、契約差金が、比較的多く出るような結果になったということで、このようになっております。

それから、もう一つは、7ページでございますが、社会体育費の中の社会体育事業費の関係のシステム設定等作業委託料でございます。これは、社会体育施設等の予約システムを、新たに構築して

いこうということで組んだ予算でございますが、実際、システムの設計作業を始めていきますと、今まで、体育館やグラウンドなど、それから、学校開放の予約など、さまざまな予約を、主として、手作業で行っていたのですけれども、それを一体的にシステム化しようというときに、それぞれ、これまでの予約の手作業の方法が違って、なかなか、この通し的な形でのシステムが難しいということで、平成26年度中にはシステム設計が終わらないということになりまして、来年度、平成27年度に繰り越しといたしますが、新たに予算設定して、継続して行っていくということになりました。そこで、1,070万ほどを減額をしております。

そのようなことで、工事費とシステム設定作業の先送り等で、1億2,000万円ほどの減額をせざるを得なかったということと、残りの約3,000万がさまざまな予算の、「ちりも積もれば」というのですか、わずかながらの契約差金を集めていくと、3,000万に達していったというような状況でございます。

そういったことで、ご理解をいただければというように思っております。

【山口委員長】 ほかに、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

【山口委員長】 それでは、採決に入りたいと思います。皆様、ご異議はございませんか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

【山口委員長】 ご異議ないようですので、可決とさせていただきます。

議案第1号、平成26年度教育費(3月)補正予算案の提出については、可決いたします。

議題(3) 議案第2号 国立市いじめ防止対策推進基本方針案の修正について

【山口委員長】 続きまして、議案第2号、国立市いじめ防止対策推進基本方針案の修正についてを議題とします。

三浦指導担当課長。

【三浦指導担当課長】 それでは、議案第2号、国立市いじめ防止対策推進基本方針案の修正についてを説明いたします。

平成26年12月の国立市議会第4回定例会において、国立市いじめ防止対策推進条例が修正可決されたことを受け、11月の教育委員会定例会で議決いただきました、国立市いじめ防止対策推進基本方針案の一部を修正する必要性が生じたため、提案するものであります。

お手元の資料A4判縦置きをごらんください。

今回の修正箇所は、2ページ、大きな3番の「いじめの理解と防止」になります。11月の教育委員会定例会にご提案した際には、大きな3番は「いじめの禁止」となっておりましたが、国立市条例から法や都条例にある「いじめの禁止」が削除されたため、「いじめの理解と防止」として、再構成いたしました。

内容といたしましては、いじめの状況やいじめに至る人間関係を正しく理解し、いじめの防止の取り組みを進めるための考え方や、関係児童・生徒のストレス等を踏まえた対策を取れるようにするものであります。

条例等の制定の理由につきましては、国立市立学校におけるいじめ防止等のための対策についての基本理念を定め、国立市、国立市教育委員会、国立市立学校及び学校の教職員並びに保護者の責務を明らかにするとともに、市の施策に関する基本的な事項を定めております。その条例を受けまし

て、学校におけるいじめ防止等のための対策を、総合的に、かつ、効果的に推進するために、必要な事項を基本方針としてまとめてございます。

説明は、以上になります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

【山口委員長】 ご説明をいただきました。ご質問、それから、ご意見などいかがでしょうか。

前回、12月の定例会でも申し述べましたが、市議会を傍聴させていただいて、非常に長時間、いじめの条例に関してご議論いただいて、とてもありがたいと思います。やはり、いじめということが、日本、全国的に、国立市の中でも、とても大きな関心を持って見られている。そのこと自体が、いじめ防止に、私はつながる部分がある。そのことに、思いをはせることが、とても大切であると思いました。

若干の修正はありますけれども、基本方針をこのようにきちんと定めて、それに基づいて、いじめの防止に向かって進んでいくという体制が、これで取れるのではないかと思います。

この後、二つの議案、第3号、第4号でも、いじめに関する議案が出ておりますので、それとあわせて、しっかりと見させていただければというように思っております。特に、いじめる側の子どもの状況ということも、しっかりと捉えて対応していくということも、きちんと盛り込まれているということは、私は、非常にうれしく思っております。

ほかに、ご意見、ご感想は、いかがでしょうか。

城所委員。

【城所委員】 12月にも見せていただきましたが、また、整理をしていただいて、見せていただきました。私も、市議会は、途中までだったのですけれども、傍聴させていただいて、かなりの時間をかけて、本当に、言葉一つについてお話されている場面を見せていただきました。

3番は、「禁止」から「いじめの理解と防止」というように、文言を変えて整理していただいて、こちらほうが、全体的に伝わりやすいのではないかという印象があります。文章としては、よくまとめられて、これで使っていけるのではないかというように思っています。子どもたちが中心になって、このいじめの基本方針がつくられていますが、やはり、大人たちのあり方、ありようが、全てそこに映されていることが、子どもたちの世界だと思っておりますので、ぜひ、大人の方も、これを生かしていければいいと願っています。

以上です。

【山口委員長】 よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

【山口委員長】 それでは、採決に入りたいと思います。皆様、ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

【山口委員長】 議案第2号、国立市いじめ防止対策推進基本方針案の修正については、可決いたします。

議題(4) 議案第3号 国立市いじめ問題対策連絡協議会規則の制定について

【山口委員長】 続きまして、議案第3号、国立市いじめ問題対策連絡協議会規則の制定についてを議題といたします。

【三浦指導担当課長】 それでは、議案第3号、国立市いじめ問題対策連絡協議会規則の制定についてを説明いたします。

国立市いじめ防止対策推進条例が制定されたことを受け、条例第9条第3項の規定により、国立市いじめ問題対策連絡協議会の組織及び運営に必要な規則を作成する必要性が生じたため、提案するものであります。

お手元の資料をごらんください。資料4分の1ページに、規則の概要が書かれております。

いじめ問題対策連絡協議会を設置する大きな狙いは、第1条にもありますとおり、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図ることにあります。いじめの防止のための取り組みを、効果的に進めるためには、関係機関等が連携して進めることが重要になります。

協議事項は、第2条にありますとおり、市または学校のいじめの防止等の対策の推進、関係する機関・団体の連携等にあります。

協議会の組織構成は、第3条のとおりですが、具体的に想定している関係機関を、4分の4ページに、参考の表として示させていただいております。

戻りまして、4分の1ページの第4条には、委員の任期が2年であること、第5条に委員の互選で会長を選出し、協議会を代表し、会務を総理すること、第6条には、会議は会長が招集し、委員の過半数の出席で成立、議事は出席委員の過半数で決すること、第7条に協議会の庶務は、教育指導支援課が担当すること、第8条にその他協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定めることとしております。

この規則の施行は、平成27年4月1日です。

説明は、以上になります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

【山口委員長】 ご説明をいただきました。国立市いじめ問題対策連絡協議会です。さまざまな組織機関と連携して、対策を立てようという機関の協議会だというように理解をしております。

いかがでしょうか。ご質問、ご意見などは、ございますか。

では、一つ質問です。

以前にもご説明を受けたと思うのですが、開催の頻度といいですか、状況にもよると思うのですけれども、今現在で想定されている状況は、どのような感じでしょうか。

三浦指導担当課長。

【三浦指導担当課長】 今、まさに、平成27年度の教育課程を学校がつくっているところなのですが、この連絡協議会においては、3回程度の開催を予定しております。

【山口委員長】 はい。もちろん、必要に応じてふえるということもあり得るということですか。

【三浦指導担当課長】 はい。

【山口委員長】 4分の4のところは、参考として、委員となる方たちが載っておりますが、こちらについては、よろしいでしょうか。

城所委員。

【城所委員】 今、ご説明を受けて、参考にあるように、いろいろな方が入られるというご説明がありましたが、大人の世界で見る子どもの世界と、子どもの世界で起きている子どもたちのことは、大人のルールでは、なかなか割り切れないこともあるかもしれないので、大人の世界の尺度を、どれくらい持ち込むのかということは、おそらく、さじかげんになると思いますので、気をつけてという

と語弊があるかもしれないのですが、そのあたりは慎重にさせていただけるといいというように思いますので、よろしくお願いいたします。

【山口委員長】 これは一つ、協議会のことで、次の委員会もあるのですけれども、いじめの対策ということは、いろいろなところで、さまざまな形で行っておりまして、特に、子どもたちが主体的に、そのことを考えること、最近、いろいろと聞くことがとても多いと思いますので、基本方針のほうになるかもしれないのですけれども、ぜひ、子どもたちが自分たちのことを考えるという視点を持っていることが、我々にもとても必要だというように感じました。

ほかに、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

【山口委員長】 それでは、採決に入りたいというふうに思います。皆様、ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

【山口委員長】 議案第3号、国立市いじめ問題対策連絡協議会規則の制定については、可決とさせていただきます。

議題(5) 議案第4号 国立市教育委員会いじめ問題対策委員会規則の制定について

【山口委員長】 続きまして、議案第4号、国立市教育委員会いじめ問題対策委員会規則の制定についてを議案といたします。

三浦指導担当課長。

【三浦指導担当課長】 それでは、議案第4号、国立市教育委員会いじめ問題対策委員会規則の制定についてを説明いたします。

国立市いじめ防止対策推進条例が制定されてことを受け、条例第10条第7項の規定により、国立市教育委員会いじめ問題対策委員会の組織及び運営に必要となる規則を作成する必要が生じたため、提案するものであります。

お手元の資料をごらんください。5分の1ページに、規則の概要を記してございます。

いじめ問題対策委員会を設置する大きな狙いは、第1条にもありますとおり、国立市教育委員会と国立市いじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携のもとに、国立市いじめ防止対策基本方針に基づく、いじめの防止等の対策を実効的に行うようにするために、教育委員会の附属機関として設置することになります。

対策委員会の所掌事項は、第2条のとおり、教育委員会の諮問に応じ、教育委員会及び学校のいじめ防止等のための対策の推進について調査、審議し、答申する。対策委員会は、教育委員会及び学校のいじめ防止等のための対策の推進について、必要があると認めるときは、教育委員会に意見を述べることができます。

さらに、対策委員会は、学校においていじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態が発生した場合には、同項に規定する組織として同項に規定する調査を行い、その結果を教育委員会に報告する役割も持っております。

対策委員会の組織構成は、第3条にあるとおり学識経験を有するもの、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等10名以内で構成され、教育委員会が委嘱をすることになります。

第4条には、委員の任期が2年であること、第5条には、委員の互選で委員長を選出し、協議会

を代表し、会務を総理すること、委員長が職務代理者を指名することが規定されております。

第6条に、会期は委員長が招集し、委員の過半数の出席で成立する。議事は出席委員の過半数で決すること、この対策委員会は原則公開で行われますが、いじめ防止対策推進法第28条調査を行う際は、委員の議決により全部または一部を非公開にすることができるとしてあります。

第7条には、委員長が必要と認める場合には、委員以外の者からの意見・説明の聴取が可能であること、第8条には、専門的事項を調査させるため必要があるとき、委員以外に専門調査員を設置することが可能であることとしてあります。

第9条には、いじめ防止対策推進法第28条調査を行う際には、委員及び専門調査員3名以上からなる調査部会を設置することができ、委員長に指名された部会長が、調査の経過及び結果を対策委員会に報告することが規定されております。

第10条には、委員及び専門調査員への守秘義務、第11条には、対策委員会の庶務は、教育指導支援課が担当すること、第12条には、その他協議会の運営に関し必要な事項は教育長が別に定めるとなっております。

この規則の施行については、先ほど同様、平成27年4月1日となります。

説明は、以上になります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【山口委員長】 説明をいただきました。ご質問、ご意見ございますでしょうか。

先ほどと同じ質問になってしまいますが、こちらも頻度といいますか、こちらは、諮問して答申をするということが出ていますけれども、お願いします。

三浦指導担当課長。

【三浦指導担当課長】 この対策委員会自体には、調査審議というところがありますので、実際に、学校等で行われている様子も見ていただく場面も必要かということで、年間6回を想定しています。

【山口委員長】 ほかに、いかがですか。

規則の第3条2に、委員の構成が出ています。弁護士が入っておりまして、心理や福祉の専門的なところで、現場で、実際に子どもたちとかかわっている方たち、人権擁護の方、学校でいろいろとしていただいております主任児童委員の方、それから、保護司が入られますので、よろしいのではないかと、私は思いますけれども、いかがでしょうか。

城所委員。

【城所委員】 質問です。

対策連絡協議会と、いじめ問題対策委員会の二つの会の関係ですが、どのようにお互いに動くのかなど、そのあたりを少し説明していただけますか。

【山口委員長】 先ほど可決した国立市いじめ問題対策連絡協議会と、少し名前が似ていますが、国立市教育委員会いじめ問題対策委員会との関係性といいますか、そのあたりのところをお願いいたします。

三浦指導担当課長。

【三浦指導担当課長】 議案第3号でご説明いたしました、いじめ問題対策連絡協議会については、学校等がいじめの問題に取り組む際に、関係する機関の方々に集まっていただいて、実際に、連携を主とした話し合い等を行っていく場でございます。

もう一つ、今、第4号でご説明しております、いじめ問題対策委員会については、もちろん、先ほど申し上げた連絡協議会と綿密な連携を図るところもあるのですが、教育委員会が行っているいじめの問題の取り組みについて、ある程度の距離を置いた立場から、ご評価をいただくような会となります。

したがいまして、教育委員会で、諮問事項は、まだ今後検討することになりますが、この対策委員会に対して諮問をさせていただいて、そのことについて、実際の学校での取り組み等もごらんいただいた上でご答申をいただき、また、ご答申をいただく際に、途中であっても、対策の推進について必要がある場合には、ご意見をいただくという、第2条第2項もございますので、少し離れた立場で、我々の取り組みについてご評価いただくのが、いじめ問題対策委員会ということになるかと思いません。

【山口委員長】 城所委員、よろしいですか。

【城所委員】 はい。ありがとうございました。

【山口委員長】 実際に、いじめに対する対策を教育委員会でも、既に実施しているのですけれども、そのことに対して、第三者的といいますか、離れたところから客観的に評価をいただいて、そのことがどうなのかということを見ていくのが、対策委員会ということですね。そして、全く違う、いろいろな関係機関の方との連携を持って、いじめ問題に対しての状況把握や対応をしていくのが、連絡協議会ということになります。

これらは、実際に4月から運用を始めていきますので、うまく運用し、両方の会が機能できるように見ていくことが必要であるというように思います。

よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

【山口委員長】 それでは、採決に入りたいと思います。皆様、ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

【山口委員長】 それでは、議案第4号、国立市教育委員会いじめ問題対策委員会規則の制定については、可決とさせていただきます。

議題(6) 議案第5号 国立市公民館図書室運営規則の一部を改正する規則案について

議題(7) 議案第6号 国立市図書館運営規則の一部を改正する規則案について

【山口委員長】 続きまして、議案第5号、国立市公民館図書室運営規則の一部を改正する規則案について、及び議案第6号、国立市図書館運営規則の一部を改正する規則案についてを、一括議題とさせていただきます。

森永図書館長。

【森永図書館長】 それでは、議案第5号、国立市公民館図書室運営規則の一部を改正する規則案について、続きまして、議案第6号、国立市図書館運営規則の一部を改正する規則案につきまして、両議案関連がありますので、図書館長から一括して、説明をさせていただきます。

まず初めに、議案第5号ですけれども、こちらにつきましては、公民館図書室の図書資料貸出における適正管理及び利便性向上を図るため、貸出し利用要件の事実確認明記及び貸出冊数の変更などを行い、あわせて、文言整理をするものであります。

もう一方、議案第6号につきましては、「くにたち図書利用カード」の有効期間と更新手続等の明確化及び図書館分室開館時間の変更、こちらは、東分室・南市民プラザ分室に当たります。

図書館・公民館図書室における貸出利用冊数について規定の整備を行うため、規則の一部を改正するものであります。

続きまして、主な改正内容のご説明に入らせていただきますが、両議案につきまして資料を添付しております。

まず、国立市公民館図書室運営規則新旧対照表(案)をごらんいただき、あわせて図書館につきましても、新旧対照表を後段に添付しておりますので、二つの資料をあわせてごらんいただきたいと思っております。

【山口委員長】 横長の資料ですね。

【森永図書館長】 はい。横長の資料の新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

公民館規則につきましては、1ページ目は、文言の整理に当たります。裏面の2ページ目になりまして、公民館規則では、第5条の2、「利用カードの有効期間等」についてです。「利用カードの有効期間は、発行の日又は更新の日から5年間とする。ただし、前条第2項の規定による利用カードの発行対象者に該当しなくなった者については、その該当しなくなったときまでとする」と、こちらが新設となっております。

同じく、図書館規則につきましては、3ページ目になります。下段のほうの第7条の2です。「利用カードの有効利用等」、公民館規則と同じく、「利用カードの有効期間は、発行の日又は更新の日から5年間とする。ただし、前条第2項の規定による利用カードの発行対象者に該当しなくなった者については、その該当しなくなったときまでとする」というところをうたっております。

次に、公民館規則の3ページの上段にあります、第6条の2、「貸出資料の範囲」についてです。こちらも、新設になります。第6条の2、「貸出しを受けることができる図書館資料の範囲は、図書室資料のうち、次に掲げるもの以外のものとする。(1)辞書、年鑑その他これらに推するもの、(2)前号に掲げるもののほか、館長が貸出しを不相当と認めるもの」です。

同じく、図書館規則につきましては、4ページの中段にあります第8条の2、「貸出資料の範囲」として、同じようにうたっております。

続きまして、公民館規則について、3ページの中段第7条、「貸出冊数及び貸出期間」です。「図書室資料の貸出しは、国立市図書館運営規則(昭和49年4月国立市教委規則第1号)第9条の規定により貸出しを受ける図書資料とあわせて10冊以内とし、貸出期間は21日間以内とする。ただし、館長が特に必要と認めるときは、その冊数及び期間を別に定めることができる」ということで、ここで、図書資料とあわせて10冊以内ということを明記しております。

同じく、図書館規則につきましては、4ページの中段下です。第9条、「貸出資料の貸出数及び貸出期間」について、第9条の「同時に貸出しを受けることができる図書館資料は、次の各号に掲げるものに関し、それぞれ当該各号に定める数とする。(1)図書・雑誌及び記録(以下「図書資料」という。)国立市公民館図書室運営規則(平成15年3月国立市教委規則第5号)第7条の規定により貸出しを受ける公民館の図書室資料とあわせて10冊以内」ということを、明記しております。

こちらが、今までそれぞれの規則で別々のうたい込みをしておりましたので、2月のシステム稼働にあわせて、資料を10冊というように統一しております。

図書館規則につきましては、少し前に戻っていただきまして、新旧対照表の2ページになりま

す。第4条です。「開館及び退室時間」につきまして、「(5)東分室 毎週水曜日、木曜日及び日曜日の午後2時から午後5時まで並びに毎週金曜日及び土曜日の午前10時から午後5時まで」としてあります。下に、二つです。「(7)南市民プラザ分室 午後2時から午後5時まで。ただし、国立市立小学校の夏季休業日、冬季休業日及び春季休業日並びに毎週土曜日及び日曜日は午前10時から午後5時まで」とするものです。こちら二つの分室につきましては、平成26年の経常予算によりこのように開館時間を延長して運用しておりますので、規則上あわせていくということになります。

最後に付則です。

公民館規則につきましては、4ページになります。図書館規則につきましては、7ページになります。

付則、「1 この規則は、平成27年2月1日から施行する」、「2 改正後の国立市公民館図書室運営規則(以下「新規則」という。)の規定は、この規則の施行の日以後において図書室資料の貸出しを受ける者及び同日において現に図書室資料の貸出しを受けている者について適用する」、「3 この規則の施行の際、現に改正前の国立市公民館図書室運営規則の規定により利用カードの発行を受けているものは、新規則の相当規定による発行を受けたものとみなす」です。

図書館規則につきましても、最後の付則につきましては、同じ内容となっております。

施行期日を平成27年2月1日からとしております。こちらは、図書館新システムの運用が2月1日以降始まることにあわせて改正するものであります。

説明は、以上です。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

【山口委員長】 ご説明をいただきましたが、石田公民館長、何か補足等がございましたら、お願いします。

【石田公民館長】 補足説明は、ございません。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

【山口委員長】 ご説明をいただきました。ご質問、ご意見を承ります。

城所委員。

【城所委員】 ご説明ありがとうございました。

市の施設として、両方とも同じ規則で運営されることは、市民の方も戸惑いがなく、よろしいのではないかと思います。

【山口委員長】 では、私から一つ質問です。

これらの規則改正によって、混乱が生じるおそれということはないのかと思うのですが、2月1日からで、すぐのことですので、想定されることは、何かございますか。

【森永図書館長】 今回の改正内容につきましては、現状でも、利用カードの有効期限が5年ということで運用させていただいていました。運用上ということで、今回の規則改正による明確化、明確に規定していくということで、説明させていただきたいと思います。

それから、貸出冊数の10冊につきましても、図書館側での利用につきましては、10冊ということで周知されているところでありまして、公民館での貸出が、5冊から10冊にふえるということについては、ふえることでもありますので、こちらも丁寧にご説明をしていきたいと考えております。

【山口委員長】 飛躍的に、利便性をよくするという形になっています。図書館の利用カードは、現実的に、どの図書館でも、今導入されて、やられているところですね。

【森永図書館長】 はい。貸出しを受けるに当たりましては、利用カードが必要ということになりまして、それぞれ有効期限を定めて、使用しているところであります。

【山口委員長】 規則の改正でございますので、丁寧な説明をしっかりといただいて、混乱が起らないように気をつけていただきたいというように思います。

ほかに、何かございますか。

(「いいえ」と呼ぶ者あり)

【山口委員長】 それでは、ご異議がないようですので、まず、議案第5号、国立市公民館図書室運営規則の一部を改正する規則案については、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

【山口委員長】 続きまして、議案第6号、国立市図書館運営規則の一部を改正する規則案については、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

【山口委員長】 では、両議案を可決とさせていただきます。

議題(8) 議案第7号 国立市就学援助費支給要綱の一部を改正する訓令案について

【山口委員長】 続きまして、議案第7号、国立市就学援助費支給要綱の一部を改正する訓令案についてを議題といたします。

川島教育総務課長。

【川島教育総務課長】 それでは、議案第7号、国立市就学援助費支給要綱の一部を改正する訓令案につきまして、ご説明をいたします。

今回、要綱を改正する理由ですが、現在、就学援助費のうち給食費につきましては、保護者からの委任に基づき、給食センター所長からの請求により、教育総務課より給食センターに対して、学期ごとに学期の終了後にまとめて支払いをしております。これを、学期終了を待たずに学期中においても支払いができるように、要綱改正案を提案させていただいております。

給食センターの給食費については、原則、保護者からいただく給食費でやりくりをしております。現在の方式は、1学期については、就学援助の対象者の決定が課税情報確定後の7月となり、それを待っての支払い手続となるため、就学援助分、約1,000万ほどあるのですが、こちらが、8月末まで入金されないため、毎月の食材の購入費の不足分を前年度の給食費の繰越金で賄って支払いをしております。しかし、現状において、繰越金が減少してきており、食材費の不足分を補うことが難しくなってきました。それを解消するために、前年度就学援助費の認定者に対し、当該年度の認定の申請があった時点で、例年4月下旬になるのですが、その時点で、就学援助費の給食費の支払いを仮決定する規定を要綱上設けて、学期の前半に、教育総務課より給食センターに対して仮払いできるようにいたします。7月下旬に、当該年度の就学援助費の認定が確定した段階で、仮払いをした対象者が不認定となった場合などは、給食センターから教育総務課に返金の処理をするなど、精算をすることができるように、事務を整理してまいりたいと考えております。

具体的な条文改正につきましては、議案の3枚目をお開きください。

改正後の国立市就学援助費支給要綱となっております。改正箇所3カ所に網かけしておりますが、要綱の5分の1ページ目、1番下に、第4条第2項を、5分の2ページ目の第5条中に、第2項、また、同じページの第7条中に、括弧内の文言をそれぞれ追加することにより、給食費の支給の仮決定

ができるようなつくりにしてあります。

また、事務局で作成している国立市就学援助費事務取扱の要領についても、現行では、給食費について学期末に給食センター所長より請求される規定となっておりますので、今回の要綱改正にあわせ、必要な改正を事務局側で行ってまいりたいと考えております。

説明は、以上となります。

ご審議のほど、よろしくお願いいいたします。

【山口委員長】 説明をいただきました。ご質問、ご意見ございましたらお願いをいたします。

金額的には、幾らでしたか。

【川島教育総務課長】 学期分で、約1,000万ほどです。

【山口委員長】 非常に大きい額ですので、必要な改正ではないかというように思いますが、いかがですか。

高橋委員。

【高橋委員】 まさにそうです。必要だと思えます。事務局でいい知恵を出していただいた、そういう感じがいたします。

よろしくお願ひします。

【山口委員長】 よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

【山口委員長】 それでは、採決に入ります。皆様、ご異議がないようですので可決で、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

【山口委員長】 議案第7号、国立市就学援助費支給要綱の一部を改正する訓令案については、可決いたしました。

議題(9) 議案第8号 国立市立小・中学校特別支援学級(固定)指導員取扱要綱の一部を改正する訓令案について

【山口委員長】 続きまして、議案第8号、国立市立小・中学校特別支援学級(固定)指導員取扱要綱の一部を改正する訓令案についてを議題といたします。

三浦指導担当課長。

【三浦指導担当課長】 それでは、議案第8号、国立市立小・中学校特別支援学級(固定)指導員取扱要綱の一部を改正する訓令案についてを説明いたします。

国立市立小・中学校に設置された、特別新学級に在籍する児童・生徒の教育的ニーズに応じた支援を推進するためには、多様なグループ編成等をする必要があります。特別支援学級指導員に対しても、学校長、学級担任の指示のもとで、児童・生徒の直接的な指導を行う必要があるため、要綱の改正を提案するものであります。

お手元の資料、新旧対照表の3分の2ページをごらんください。

改正点は、1点であります。第4条、指導員の職務の第1項に、「児童・生徒の指導」を加えるものであります。

現在、国立市が取り組んでいるインクルーシブ教育システムを構築していくためには、児童・生徒の障害の状況や、保護者等の希望を踏まえた多様な学習形態を整える必要があります。指導員が学級担任

の指示のもと、直接児童・生徒に指導できるグループ編成が不可欠であり、今回の要綱改正により、各学級が柔軟な指導体制を確立できることとなります。

この要綱を改正する訓令の施行は、公布の日となります。

説明は、以上となります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【山口委員長】 説明いただきました。ご質問などございますか。

いかがですか。

インクルーシブ教育システムについては、初めから、議題としていろいろと出てきていて、今、国立市が行っている教育の中の一つの大きなものとなってきたらと思っています。それが、実際に、よりやりやすくといいますか、子どもたちにとって、よりよい形でできるようにという改正だということ考えております。

よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

【山口委員長】 それでは、採決に入ります。皆様、ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

【山口委員長】 それでは、議案第8号、国立市立小・中学校特別支援学級(固定)指導員取扱要綱の一部を改正する訓令案については、可決いたします。

議題(10) 議案第9号 国立市立国立第三中学校用地にかかる教育財産の取得の申出について

【山口委員長】 続きまして、議案第9号、国立市立国立第三中学校用地に係る教育財産の取得の申出についてを議題といたします。

川島教育総務課長。

【川島教育総務課長】 それでは、議案第9号、国立市立国立第三中学校用地に係る教育財産の取得の申出について、ご説明させていただきます。

本案につきましては、国立市立国立第三中学校の用地の取得について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第28条第2項の規定に基づき、国立市長に申出を行う必要があるため、提案するものです。

第三中学校の校地内には、議案の2枚目に記載のありますとおり、国有地578.62平方メートルが存在しております。本案は、当該国有地を取得、買い取りを行うための手続となります。

今回の国有地取得について、これまでの経過をご説明いたしますと、国有地は、相当以前に、用途廃止をした旧水路で、国の普通財産となっており、第三中学校建設に当たって、昭和49年9月9日から平成16年9月8日までの30年間の借地契約を締結し、昭和50年4月1日に、第三中学校が創立されております。契約については、学校用地であるため減額による有償貸付契約でございます。

平成16年9月の契約満期に伴う契約更新に際し、一度買い取りを検討いたしましたが、当時の財政状況、契約更新後の途中買い取りも可能とのことから、財政状況が好転したら買い取りを再検討するとの企画部合議のもと、引き続き、平成16年9月8日までの30年間の借地契約を締結いたしました。

借地料は、3年ごとの物価スライドによる見直し方式で改定されてきており、平成25年度からの3カ年は、年間34万2,553円となっております。昨年1月に、土地購入に係る参考価格が国より示さ

れ、価格も落ちてきていることから、政策経営部と協議の上、国と交渉を重ね、今回、国より土地を買い受ける準備が整った次第でございます。また、今回の取得に当たり、国立市公共用地等価格審査委員会に付議した結果、土地価格が適正な金額であることが、可決されております。

土地の価格については、議案のとおり、309万5,000円であり、測量の結果、当初の予定よりも土地の面積が大きかったため、当初予算300万の範囲で収まりませんでした。不足分につきましては、予算の流充用で対応する予定でございます。

また、今回の土地の取得に係る市議会の議決の必要性の有無ですが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条において、「予定価格2,000万円以上の買い入れについて、議会の議決を要する」とされていることから、議会の議決の必要はございません。

本件を、本定例会でお認めいただいた場合、市長への申出を行い、年度内に土地の取得を行ってまいります。

説明は、以上でございます。

よろしくご審査のほど、お願いいたします。

【山口委員長】 説明をいただきました。ご質問などございますか。

以前から、何回か説明は受けていて、こういうこともあるのか、長期の借地になっていると、今回で、すっきりするというので、国立市もできるようになってきたということなのかというように思っています。

【高橋委員】 過去はよく知りませんが、ちょうど、土地の価格もが下がったときに買うという、非常に賢明な買い方だと思いました。

【山口委員長】 このことで、学校教育において、何か変わってくるということは、おそらくないと思いますが。

【嵐山委員】 学校の校庭なのですから、国が格安に譲ってくれればよいと思います。

【高橋委員】 私も、そう思います。

【山口委員長】 では、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

【山口委員長】 それでは、採決に入ります。ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

【山口委員長】 議案第9号、国立市立国立第三中学校用地に係る教育財産の取得の申出については、可決といたします。

議題(11) 議案第10号 平成26年度国立市文化財指定・登録について(諮問)

【山口委員長】 それでは、最後の議案になります。

議案第10号、平成26年度国立市文化財指定・登録について(諮問)についてを議題といたします。津田生涯学習課長。

【津田生涯学習課長】 それでは、議案第10号、平成26年度国立市文化財指定・登録について(諮問)につきまして、ご提案申し上げます。

本件は、国立市文化財保護条例第43条の規定により、文化財指定1件、並びに、文化財登録1件の適否について、国立市文化財保護審議会へ諮問するものであります。

1枚おめくりください。

指定文化財としては、考古資料、下谷保9号墳出土遺物63点、登録文化財としては、滝乃川学園鐘楼、附鐘1棟の適否について、諮問するものです。

もう1枚おめくりください。A4横の資料で、これら候補の概要を記しております。

まず、指定文化財候補の下谷保9号墳出土遺物です。下谷保9号墳は、平成21年6月に実施された道路改良工事に伴う試掘調査で確認された、6世紀末から7世紀前葉の河原石墳横穴式石室の古墳であり、玄室から直刀1振、鉄鏃10点、刀子2点、毛抜き1点、器種不明金具1点が出土されました。また、床面覆土から、滑石製丸玉9点、ガラス製丸玉25点、人骨歯牙14点が採取されました。

下谷保9号墳は、出土遺物から、下谷保古墳群の中でも最も古い段階に位置づけられ、非常に貴重な資料群であるため、指定文化財の候補としております。なお、参考資料として、出土遺物の写真データ等を3ページから6ページまで、下谷保古墳群の分布図を、7ページにつけております。

次に、登録文化財候補の滝乃川学園の鐘楼です。滝乃川学園に関する文化財登録としては、既に本館が国登録文化財に、礼拝堂並びに通称、「天使のピアノ」として親しまれているアップライトピアノが市登録文化財となっております。

今回、登録文化財候補の鐘楼につきましては、昭和4年11月3日に完成したもので、鐘楼は老朽化したため再建しておりますが、柱等は創建当時のものです。構造は、方一間、二重寄棟造、鉄骨造です。

鐘楼の写真データが、9ページにございますが、鐘楼正面向かって左側面に、先が広がる十字と「贈 日本聖公会東京教区 1954.12.25」との銘があります。サイズは、口径36.5センチメートル、高さ30センチメートルで、英国ウェストミンスター寺院の鐘と同じ、英国・ホワイトチャペル社の特注品と言われております。

本件は、本館、礼拝堂とともに、創立の精神を象徴する非常に貴重な建造物であるため、登録文化財の候補としております。

以上が、候補として挙げさせていただいたもので、文化財保護審議会へ諮問いたしたいという提案でございます。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

【山口委員長】 ご説明が終わりました。質問、ご意見等いかがでしょうか。

感想なのですが、最近、東大和市や多摩市など、いろいろなところへ行くと、古い古墳といますか、このような文化財が多く、それぞれのところから出ていて、多摩川に沿って、ずっと流れて来ている、それが国立市にもある流れの中だと、歴史の重みをふと感じるようになっていきます。また、とても多くのものが出てきていると、下谷保古墳に関しては、そういう感想です。

それから、滝乃川学園は、滝乃川学園の存在自体が、国立市にとっては大きな財産であると思えますし、日本聖公会だと思えますけれども、その歴史と宗教性に裏打ちされた、福祉の実施をされてきたというところの中で、こういうものがおありになるということはおうれしいことで、国立市の財産として、改めて認識ができることはいいことであると思っております。

ほかに、ご意見などは、よろしいですか。

「はい」と呼ぶ者あり)

【山口委員長】 それでは、採決に入りたいと思います。皆様、ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

【山口委員長】 議案第10号、平成26年度国立市文化財指定・登録について(諮問)は、可決いたします。

議案は、全て終了いたしました。

議題(12) その他報告事項1) 平成27年度国立市教育施策事業予算案の調整状況について

【山口委員長】 続きまして、その他報告事項に移りたいと思います。

その他報告事項1、平成27年度国立市教育施策事業予算案の調整状況についてに移ります。

川島教育総務課長。

【川島教育総務課長】 それでは、平成27年度の国立市教育施策等事業予算案の現在の調整状況について、ご報告いたします。

まず、国立市一般会計予算案全体の状況ですが、大型の政策事業として、国立駅前の複合公共施設等整備事業、国立駅南第一自転車駐車場建てかえ事業、谷保駅バリアフリー化事業、国立駅周辺道路・広場整備事業。また、教育関係では、市立小・中学校非構造部材の耐震化工事、小学校特別支援学級運営整備事業、市立第三中学校夜間照明施設設置事業、公民館熱源機器等更新工事などを予定しており、一般会計全体では、過去最大規模であった昨年をさらに上回る、約299億円程度となる見込みでございます。

そのうち、教育費予算につきましては、合計で約26億8,000万円程度を見込んでおります。一般会計比率では、約8.95%となり、図書館、市民総合体育館などの教育関係施設の耐震化対策工事などの大きな工事が行われました平成26年度の11.9%と比べると、ポイントを落とす形となりますが、必要な予算は確保できると考えております。

それでは、お手元の資料をごらんください。

事業ごとに整理をした上で、市長への教育委員会からの予算要望事項については、網かけをいたしました。市長への予算要望活動等を積極的に行っていただきましたことから、要望内容はほぼ認められた形となっております。

それでは、資料に沿って、平成27年度予算案の主な事業についてご説明をいたします。

1ページの1、学校施設の非構造部材耐震対策事業です。平成26年度に工事を実施しなかった、一小、二小、五小、六小、七小、一中、二中の体育館について、体育館の吊り天井撤去などの工事のほか、老朽化の進んでいる第一中学校の外壁の工事費用を計上しております。

同じく1ページの2、特別支援教育の展開と充実事業では、(1)に記載がありますとおり、平成25年度より開始した文科省指定のインクルーシブ教育システム構築事業を、継続して実施してまいります。平成27年度で事業指定3年目、最終年度となります。また、(2)として、インクルーシブ教育を推進する観点からも、第二小学校に情緒しょうがい等に対応する固定の特別支援学級を、新たに開設するための予算を計上しております。

2ページをお開きください。

3、いじめ防止対策推進事業です。いじめ防止対策推進条例の策定を受け、いじめ問題対策委員会等の委員謝礼や、いじめ防止プログラムの継続実施のための費用を計上しております。

4、学力向上事業では、平成26年度より開始した、放課後学習支援教室事業の実施校を、4校から6校にふやすほか、国の地方財政措置を活用し、必要な教育備品を計画的に整備してまいります。

5、教科指導・校務改善事業では、小学校教科書の改定に伴う教員用指導書の整備について、教員の指導力向上と負担軽減を目的として、朱書本を小学校学級数分配付するほか、保守契約の終了する校務用、教育用のパソコンの入れかえなどを行います。

6、子どもの体力向上事業では、体育の授業等で使用できるマットや飛び箱等の整備を進めるほか、教員の異動に左右されることなく、継続して部活動を行うことができるようにするため、部活動指導員の配置を継続します。

3ページの7、文化芸術の振興事業では、平成26年度に第1回目を実施いたしました、青少年音楽フェスティバルの継続実施を予定しております。

8、スポーツ振興事業では、平成26年度に工事の実設計画委託を行った、第三中学校の夜間照明設置工事を行い、市民が夜間にもスポーツができるようにします。そして、スポーツ施設等の予約申請システムを導入する予算を計上しております。

9、生涯学習の充実です。平成25年度より行っている、自立に課題を抱える若者への社会参加支援事業を、継続して実施してまいります。配付資料では、文部科学省の補助事業3年目、最終年度との記載がございますが、ここで、文部科学省より補助事業の打ち切りの通知が来ており、平成27年度は、補助金なしの、市単費での事業の実施となります。また、開館40周年を迎える図書館の記念誌作成の予算を計上してまいります。

4ページをお開きください。10、その他の整備事業については、資料に記載の事業を予定しており、給食センター施設整備計画策定のための支援委託の経費、第三小学校校庭芝生化のための実施設計委託料、給食センター及び公民館の設備の改修、更新費用を計上しております。

最後に、別紙で追加配付をさせていただいておりますが、トイレの洋式化について、現在、小学校低学年の女子トイレを中心に、順次改修を実施しており、平成27年度予算においても、小学校分を計上していたところですが、追加分として、中学校女子トイレの洋式化改修費用、648万円が認められております。来年度につきましては、小学校・中学校と、トイレの洋式化に取り組み、子どもたちの学習環境の向上を図ってまいります。

以上、平成27年度の国立市教育施策事業予算案の現在の調整状況でございます。

相変わらずの厳しい財政状況でございますので、平成27年度におきましても、措置された予算については、国立市の教育の発展、充実のため、有効に活用してまいります。

以上でございます。

【宮崎教育次長】 委員長。

【山口委員長】 宮崎次長。

【宮崎教育次長】 説明資料の3ページの9の(1)なのですが、公民館における文部科学省の委託事業、こちらは3年目として予定していましたが、先ほど教育総務課長からは、文科省から、事業の打ち切りの通知が来たというように申し上げたのですが、打ち切りの通知が来たということではなくて、現在、国の予算措置の状況の中で、平成27年度においては、この事業の継続は、非常に難しい状況にあると、担当者からの現状報告をいただいたという状況です。国で完全に打ち切りが決まったということではないのですが、そういった状況になったとしても、国立市としては、3カ年で、最終的にはこれまでの課題も含めて集約していこうということで、今後、市の単費になったとしても、この事業は継続して実施をするということで、予算上は計上しているという状況でございます。今後、事業費、委託事業としては入ってこなくなる決定がされる見込みが、

非常に高いのではないかというような推測を、現在しているところです。

以上でございます。

【山口委員長】 補足説明も含めて、承りました。

皆様、ご質問、ご意見などあれば、きょう追加資料が1点、トイレ改造についてもいただいて、こちらも含めて、いかがでしょうか。

市長要望を11月にさせていただいたかと思うのですが、その要望事項は、ほぼ網羅されております。

プールのろ過器については、五小以外にもう1校という要望は、少し難しかったようですが、ほかは、全て通っております。

【川島教育総務課長】 今、お話がありました、プールのろ過器の関係なのですが、こちらについては、政策予算ではなく経常予算で、2校分認められる見込みだということで受けておりますので、ご安心ください。

【山口委員長】 そうでしたか。ろ過器が故障すると、プールが使いなくなりますので、少しドキドキしました。

給食センターも、施設の改修、ボイラーの取りかえが認められたということですね。

本多給食センター所長。

【本多給食センター所長】 はい。ご承知のとおり、非常に老朽化している中で、今年度、第二給食センターの給湯装置、来年度に、ボイラーの取りかえをすることになるということで、計画どおりには来ているところでございます。

【山口委員長】 もちろん予算ですから、これから議会を経てということになりますので、これが全て通ってくれることを願っていきたいというように思います。

全体としてのパーセンテージが、8.95%ということはどうなのかと、やはり、10%くらいは、教育について、国立市も力を入れていただきたいという願いとしては、持っています。しかし、全体としては、必要と思われるものは、網羅されているという説明もありましたので、これを確実に成立していただいて、実施、実行して、社会教育の分野も含めて、教育全般に支出していければ、うれしいというように思っております。

よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議題(13) その他報告事項2) 平成27年国立市成人式の実施報告について

【山口委員長】 それでは、その他報告事項の2、平成27年国立市成人式の実施報告についてに移りたいと思います。

津田生涯学習課長。

【津田生涯学習課長】 それでは、お手元にあります、平成27年国立市成人式実施報告に基づき、平成27年1月12日に行われました、成人式のご報告をいたします。

今回の成人式も、天候に恵まれ、おかげさまで、無事、事故なく終了した旨を、まずご報告いたします。

2. 全般的な事項についてですが、準備につきましては、例年どおり新成人による成人式準備会を立ち上げ、プログラムの作成、式典の構成などについて話し合い、内容を決めました。

式の前日は、準備の整った実際の会場で、準備会メンバー、吹奏楽団、手話通訳者に集まっていただき、リハーサルを行いました。

式典の当日は、資料のとおり、おおむね予定どおりの時間で実施いたしました。

(3)の成人式準備企画、「ダーツの旅in国立」につきましては、まず、過去に行った企画を紹介し、ことしは、どのような企画がよいのか話し合いました。その結果、成人式の思い出として、参加者の記憶に残るものを作成したいという考えで一致し、国立市で育ったという共通点から、国立市で出会った方に声をかけ、新成人へ励ましのメッセージを集めていくという形式で、映像を作成しました。

2ページ目に移ります。

3のケーキパーティは、ことしも、10種類のケーキ、コーヒーなどの飲み物にて振る舞いました。

4の参加状況につきましては、今回の対象者は、平成6年4月2日から平成7年4月1日生まれの805人で、参加者は536人、参加率は66.6%と、多くの方に参加いただきました。

5の総括ですが、今回の成人式準備会に参加いただいたメンバーは17名と多く、主体的に式典の企画、プログラム、撮影等の準備、当日の進行など、メンバー全員が成人式の企画運営をしたことは、よかったです。

また、プログラムの構成の工夫、ラップで表現した新成人の決意、成人式準備会企画「ダーツの旅in国立」の上映、ともに好評であったと評価しております。

式典2部のケーキパーティについても、参加者同士の親交を確認する場として、よい機会でした。

全体として、例年と比べてざわつきも少なく、参加者が満足いただけた式であったと評価しております。

以上で、報告を終わります。

【山口委員長】 ご報告いただきました。

初めの教育長報告のときにも、少しご感想をいただいていますけれども、改めていかがでしょうか。

城所委員。

【城所委員】 準備会のメンバーが、17名の方で、いろいろしていただいたようなのですが、会が終わった後に、反省会のようなものは、持たれるのですか。

【山口委員長】 津田生涯学習課長。

【津田生涯学習課長】 反省会は、先週の金曜日に行いました。そこでの意見もありましたので、ご紹介させていただけたらと思います。

準備会のメンバーから、「映像企画の部分で遅れも生じておりましたので、もう少し早目にアポ取りを行って、撮影ができれば、余裕を持てたのではないか」との意見がありました。また、映像のテロップを、大きく、できるだけ上につけたつもりだったのですけれども、「人の頭で見えにくかったので、次年度以降は、左右や上につけるなどの工夫が必要ではないのか」との意見もありました。

それから、友人から新成人の言葉で、ラップについても、「とてもよかった」との意見もありました。

また、手話通訳の会の方からは、新成人の方に対して、「エネルギーでよかったです。自分た

ちが楽しみながらつくり上げていた様子が伝わってきました」という報告と、通訳に対して、「アナウンスを入れるときに、その都度声かけをしていただいたのが、とてもよかった」ということ、「映像の部分では、少し字幕がない場面もあったので、そういう部分も配慮できたら、よりいいものになるのではないか」というご意見をいただきました。

おおむね、そのような状況でございます。

【山口委員長】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

城所委員。

【城所委員】 メンバーの方が、いろいろなことを体験されて、今、細かなことをお伝えいただいたのですけれども、やられてみて、どのような感じだったのかなど、そのあたりについては、何か出ていましたか。

【山口委員長】 津田生涯学習課長。

【津田生涯学習課長】 昨年のメンバーもそうだったのですけれども、やはり、自分たちでつくり上げていくということが、とてもいい経験になった。また、他市と違って、自分たちで手がけたものを発表できるということは、今後に活かす、非常に大きな価値があったというような意見が、大半でした。

【城所委員】 はい。ありがとうございました。

【山口委員長】 高橋委員、何かございますか。

【高橋委員】 よかったです。

【山口委員長】 私も何回か参加をして、今までは、舞台の上ではなくて下だったのですけれども、今回、舞台の上から見させていただいて、参加者がどういう視線かなということがよく見えて、舞台からのスピーチは、市長、それから、新成人の代表の方たちでしたが、皆さん、結構集中をして聞いているということ、非常に感じました。数えてはいないのですけれども、8割方の新成人は、話を一生懸命聞こうという姿勢が見えて、このことは大きいことだと思います。参加者が多いということも含めてですが、やはり、新成人の方たちが、この成人式を、本当に自分たちの中の一つの大きなイベントいいですか、プログラムと考えて、成人になるというタイミングを受け取ってくれているのではないかと思った部分もあります。また、さらに成長していってくれることを期待しております。

よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議題(14) その他報告事項3) 市教委名義使用について(5件)

【山口委員長】 それでは、その他報告事項3、市教委名義使用についてに移ります。

津田生涯学習課長。

【津田生涯学習課長】 では、平成26年度12月分の教育委員会後援等名義使用についてです。

お手元の資料のとおり、承認5件でございます。

まず、東京都電動車椅子サッカー協会主催の「WONDER FESTIVAL 2015」です。東京都の電動車椅子サッカー選手同士の交流を深めるとともに、競技の魅力を再確認し、選手とスタッフの技術向上を図ることを目的に、平成27年1月31日10時より、東京都多摩障害者スポーツセンターにて大会を開催します。入場は無料ですが、参加費は、1人500円です。

2番目は、第38回賽の神どんど焼き実行委員会主催の「第38回賽の神どんど焼き」です。地域の子どもたちが、正月行事のどんど焼きを通し、郷土意識を高めることとともに、青少年の育成を目的に、平成27年1月12日11時半より、谷保第三公園にてどんど焼きを行います。参加費は無料です。

3番目は、NPO法人野外遊び喜び総合研究所主催の「第8回ウォークラリー大会」です。「親子」、「地域」、「防災」、「健康」をテーマに、地図を見ながら家族参加によるウォークラリー大会を、平成27年3月1日9時より、府中市民陸上競技場をスタートに開催します。参加費は無料です。

4番目は、一般社団法人国立シンフォニカー主催の「一橋大学兼松講堂レジデントオーケストラ『国立シンフォニカー』第10回定期演奏会」です。地域住民に、質の高い演奏を低廉な価格で提供することを目的に、メンデルスゾーンのバイオリン協奏曲などの演奏を、平成27年5月10日14時より、一橋大学兼松講堂にて開催します。入場料は、P席5,000円、S席3,500円、A席2,000円です。

5番目は、国立市ボランティアセンター主催の「くにたちカルタまつり」です。参加者の交流と、くにたちカルタの普及を目的に、平成27年1月17日11時より、くにたち福祉開館4階大ホールにてスタンラリー形式で、ジャンボカルタ大会、競技カルタ大会などの「くにたちカルタまつり」を開催します。参加費は無料です。

以上5件につきまして、教育委員会で審議をし、妥当と判断いたしましたので、こちらの名義使用については、承認をいたしました。

【山口委員長】 後援等名義使用について、ご説明をいただきました。何か、ご意見などございますか。

成人式の日に、「どんど焼き」も行われて、風が少し強かったようですが、私は行っていませんのですけれども、どうだったのでしょうか。ここで聞いていいかどうかなのですが、わかりません。

そえでは、「くにたちカルタまつり」の様子については、どなたかご存じですか。小学生などが参加していたようですが、どこかの学校で何か見た記憶があるのですが、わかりません。

【嵐山委員】 「くにたちカルタ」は、昔つくったものですね。

【山口委員長】 4年くらい前に、国立市のボランティアセンターで、新しくつくったものです。ぜひ、一度見ていただけたら、いいかと思います。

では、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

【嵐山委員】 新年なので、少しいいですか。

【山口委員長】 嵐山委員、どうぞ。

【嵐山委員】 先ほど高橋委員から、学校通信の感想が三つありましたけれども、きょう、1月号をいただいたので、ごく簡単に感想を言いたいと思います。

一小、牧野校長先生の学校通信、学校だよりですが、一小は創立141年で、国立市では一番古い、伝統のある小学校です。目標を定めて、非常に力強くて、「学習指導力」、「生活指導力・進路指導力」、「外部との連携・折衝力」、「学校運営力・組織貢献力」と、この「4つの力」というのを打ち出して、「教員として必要な『不易と流行』を兼ね備えた『4つの力』」ということで、感心しました。「不易と流行」というのは、松尾芭蕉が晩年の「奥の細道」の旅に出した名文でありまして、「不易」というのは、昔から変わらぬ人間の価値観です。「流行」というのは、その時代、状況ということです。そういう意味で、さすが、伝統的な一小の校長先生であって、力強い宣言であるという

ように思いました。

二小の小林校長先生は、「夢」ということを書いています。「夢」をテーマにした卒業論文を、去年、学校の担任と教員が、自分の夢を語った映像を映して、それを子どもたちが見て、そしてまた、子どもたちにも夢を語らして、「夢」をテーマとした卒業文集をつくったということです。それから、小林校長先生が挙げていることは、「自分自身の存在感」、「自己肯定感」、「達成感」が、「夢の素材」になるということ、教育の使命として挙げておられ、力強いと思いました。

二小の小林校長先生は、「自分自身の存在感、自己肯定感」ということを主張しておられます。三小の根本校長先生は、「相手が一番、自分は二番」と、それぞれ違うことを言っています。しかし、このことは、それぞれの校長先生のキャラクターです。ですから、基本は一緒に、私は、キャッチフレーズとしては、根本校長先生の、「相手が一番、自分は二番」ということのほうを、「うまい」と思いました。読んでいたら、この言葉は、お笑いタレントのコロケの話だということが書いてあって、学研が出している「道徳ジャーナル」という雑誌に書いてあるのを見て、そこから取ったということでした。なかなか、根本校長先生は、文章が上手だと思います。キャッチコピーもいいですし、根本校長先生は、自己主張が先に立っているけれども、自己主張を言うのではなくて、「自分が、自分が」ではなくて、まず相手の意見を聞こうという立場です。校長先生によって、書くことは違うのですけれども、キャラクターが違って、おもしろいです。

四小の藏重校長先生は、NHKの大河ドラマの「花燃ゆ」の「吉田松陰」、「高杉新作」、「伊藤博文」と書いて、「なぜ学ぶのか」というところを述べています。藏重校長先生は、山口県出身のようですから、吉田松陰、高杉新作、伊藤博文は、なるほどと思って、武士のような、非常に凜とした内容でした。

それから、五小の大山校長先生は、最初に、「何となく 今年は よいこと あるごとし 元日の朝晴れて風なし」という、石川啄木の詩を持ってきまして、今、石川啄木を知っている人は少ないと思います。岩手県に行っても、「石川啄木記念館」へ行く人は少なく、行くところは「宮沢賢治記念館」で、高校生なども多く行くようです。そこで、石川啄木を持ってくるとは、なかなかいいと思って、石川啄木の歌について言ってから、それから、「かつては三が日はお雑煮とおせちで過ごす」とエッセイ風になって、そして、「平成27年は、本校の創立50周年であります」というように書いて、読み物としてもおもしろいと思いました。

六小の谷川校長先生は、「羊」という漢字に関するエッセイのような、「羊というのは、家族の安泰を示しつつ」、「平和に暮らすことを意味している」など、それから、「イスラム圏では、シシケバブや焼き鳥のように串に刺された」と、「モンゴルでは、羊の乳」などと、いろいろと羊に関することを書いて、そして、「ヒツジ」の漢字は、「羊(よう)」と書きますということです。

別の話ですけれども、私は、「羊羹」に、なぜ「羊」がついているのかということに不思議に思っていて、もう30年前ですねが、中国の四川省まで行って、1時間番組をつくったことがあります。

「七小だより」の「春への助走!」という、森田校長先生もいいです。それから、「木々の冬芽」という、「寒いけれども、木々についている冬芽というものを見て、厳冬、寒い冬の中にあつてこそ、新年の決意や目標を持つことの意味は深いと思います」ということを書いています。学校だよりを読むと、それぞれの校長先生の人柄や考え方というのが、とてもよくわかります。

また、「八小だより」は、堀越校長先生が、唯一自分の似顔絵入りで、「I am OK . 」と書いてあって、楽しいです。「グローバー・ランドの子どもたち」、それから、キーワードは「自分自身

で、「自ら」と、やはり、生きる力ということ、言っています。

小学校の先生方は、これからの1年をこうしようという宣言を高らかに書いておられて、非常に意欲的で、それぞれ個性があって、生き生きしていて、感心いたしました。

ですが、一中、二中、三中と、中学校になると、非常にリアルです。夢などとかではなしに、具体的に、受験が迫っている。先生方にも、緊迫感があります。

一中の黒田校長先生は、「一人一人が立てた目標を達成できるよう頑張っていきましょう！！」と、何か、私自分のことを言われているようで、とてもためになりました。

二中の井手校長先生は、もっとリアルで、「あけましておめでとうございます」という後に、アンケートの回答があり、問題などもいろいろあったけれども、簡潔に要件のみをパッと書いてあります。

それから、三中の石井校長先生も、「羊」のことを書いてありますが、「三学期の登校日は、50日間です。『アッ』という間に過ぎ去ります。その間に3年生は卒業後の進路を決めなければなりません」と書いてあって、最後に、「脱皮しない蛇は滅びる」と、皆さん、いろいろなところから持ってきています。「蛇は脱皮を繰り返して成長していきます。目の前の一つ一つのことを確実にやり遂げ、脱皮を図っていきましょう」と、これは、完全にもう、私への励ましでもあって、石井校長先生のお言葉には、「はっ」と思い、頭を上げてしまいました。

新年に、それぞれの校長先生、一人一人のキャラクターがあって、文章も読ませるし、そして、読むと学校の内容が伝わってきました。すばらしいと思いました。

以上です。

(「ありがとうございました」と呼ぶ者あり)

【山口委員長】 ありがとうございました。

学校通信、学校だよりは、教育委員会事務局に入ったところに掲示してありますので、ぜひ、傍聴の方も後で見ただければと思います。もう既に、ごらんになっている方も多いかと思うのですが、見ただければ、先生方の意欲が伝わってくると思います。ありがとうございました。

よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

【山口委員長】 それでは、本日の審議案件は、全て終了いたしました。

ここで、次回の教育委員会の日程を決めておきたいと思います。どのようになりますか。

宮崎教育次長。

【宮崎教育次長】 次回は、2月24日火曜日、午後2時から、会場は、こちらの教育委員室を予定してございます。

【山口委員長】 それでは、次回の教育委員会は、2月24日の火曜日午後2時から、会場は、こちらの教育委員室といたします。

傍聴の皆様、お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後4時08分閉会